

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|--------------------|
| 12 | 予防接種に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

庄原市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

広島県庄原市長

公表日

令和3年12月17日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--------------------------|--|
| ①事務の名称 | 予防接種に関する事務 |
| ②事務の概要 | 予防接種事業を適正かつ効率的に実施するため、予防接種法(昭和23年法律第68号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①予防接種の実施対象者の把握 ②予防接種の実施に関する事務 ③予防接種台帳の作成 ④予防接種による健康被害救済に関する事務 ⑤予防接種の実施状況の集計 ⑥新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種に関する事務 ⑦新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録 ・予防接種実施後の接種記録等の登録、管理、他市区町村への接種記録の照会・提供 ・予防接種実施後の接種者からの申請に基づく新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付 |
| ③システムの名称 | 1. 健康かるてV7 2. 中間サーバー 3. ワクチン接種記録システム(VRS) |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| (1)予防接種台帳ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | 番号法第9条第1項 別表第一 第10項、第93の2項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第6号(委託先への提供) |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号 別表第二16の2、17、18、19、115の2項 番号法第19条第16号 (情報提供の根拠) 番号法第19条第8号 別表第二 16の2、16の3、115の2項 番号法第19条第6号 |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 生活福祉部保健医療課 |
| ②所属長の役職名 | 課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| - | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 庄原市総務部総務課 〒727-8501 広島県庄原市中本町一丁目10番1号 TEL0824-73-1111 |

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

庄原市生活福祉部保健医療課
〒727-8501 広島県庄原市中本町一丁目10番1号
TEL0824-73-1158

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|--|-----------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [1万人以上10万人未満] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和3年7月30日 時点 | |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和3年7月30日 時点 | |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|---|---|--|
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="checkbox"/>]提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="checkbox"/>]接続しない(入手) [<input type="checkbox"/>]接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 監査 | | |
| 実施の有無 | [<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査 | |
| 9. 従業員に対する教育・啓発 | | |
| 従業員に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|------------------------------------|--|---|------|------------------------------------|
| 平成29年2月28日 | I関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称 | 総合行政情報システム(母子予防接種システム) | 健康かるてV7 | 事後 | システム変更における修正 |
| 平成29年2月28日 | I関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ①部署 | 保健医療課 | 生活福祉部保健医療課 | 事後 | 部署変更における修正 |
| 平成29年2月28日 | I関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求請求先 | 庄原市総務課 | 庄原市総務部総務課 | 事後 | 部署変更における修正 |
| 平成29年2月28日 | I関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先 | 庄原市保健医療課 | 庄原市生活福祉部保健医療課 | 事後 | 部署変更における修正 |
| 平成29年2月28日 | IIしきい値判断項目 1.対象人数いつ時点の計数か | 平成27年3月31日時点 | 平成28年3月31日時点 | 事後 | しきい値基準日の変更 |
| 平成29年2月28日 | IIしきい値判断項目 2.取扱者数いつの時点の計数か | 平成27年3月31日時点 | 平成28年3月31日時点 | 事後 | しきい値基準日の変更 |
| 平成29年4月27日 | I-5-②所属長 | 保健医療課長 荏川 隆則 | 保健医療課長 岡本 貢 | 事後 | 所属長変更における修正 |
| 平成30年1月24日 | IIしきい値判断項目 1.対象人数いつ時点の計数か | 平成28年3月31日時点 | 平成29年3月31日時点 | 事後 | しきい値基準日の変更 |
| 平成30年1月24日 | IIしきい値判断項目 2.取扱者数いつの時点の計数か | 平成28年3月31日時点 | 平成29年3月31日時点 | 事後 | しきい値基準日の変更 |
| 平成31年2月8日 | IVリスク対策 | - | 項目の追加 | 事後 | 基礎項目評価書の記載事項に係る改正により様式が変更されたため |
| 平成31年2月8日 | I-5-②所属長の役職名 | 課長 岡本 貢 | 課長 | 事後 | 様式変更における修正 |
| 平成31年2月8日 | IIしきい値判断項目 1.対象人数いつ時点の計数か | 平成29年3月31日時点 | 平成31年2月8日時点 | 事後 | しきい値基準日の変更 |
| 平成31年2月8日 | IIしきい値判断項目 2.取扱者数いつの時点の計数か | 平成29年3月31日時点 | 平成31年2月8日時点 | 事後 | しきい値基準日の変更 |
| 令和1年6月14日 | I-4-① | 実施する | 未定 | 事後 | 再評価による変更 |
| 令和3年3月9日 | I-1.②事務の概要 | 予防接種事業を適正かつ効率的に実施するため、予防接種法(昭和23年法律第68号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。 ①予防接種の実施対象者の把握 ②予防接種の実施に関する事務 ③予防接種台帳の作成 ④予防接種による健康被害救済に関する事務 ⑤予防接種の実施状況の集計 | 予防接種事業を適正かつ効率的に実施するため、予防接種法(昭和23年法律第68号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。 ①予防接種の実施対象者の把握 ②予防接種の実施に関する事務 ③予防接種台帳の作成 ④予防接種による健康被害救済に関する事務 ⑤予防接種の実施状況の集計 ⑥新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種に関する事務 | 事前 | 新型コロナウイルス予防接種に係る事務等の情報連携実施に伴う内容の修正 |
| 令和3年3月9日 | I-1.③システムの名称 | 1.健康かるて | 1.健康かるて 2.中間サーバー | 事前 | システムの追加 |
| 令和3年3月9日 | I-3 個人番号の利用 | 番号法第9条第1項 別表第一 第10項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条 | 番号法第9条第1項 別表第一 第10項、第93の2項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条 | 事前 | 新型コロナウイルス予防接種に係る事務等の情報連携実施に伴う内容の修正 |
| 令和3年3月9日 | I-4.①実施の有無 | 未定 | 実施する | 事前 | 新型コロナウイルス予防接種に係る事務等の情報連携実施に伴う内容の修正 |
| 令和3年3月9日 | I-4.②法令上の根拠 | (情報照会の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二17、18、19項 (情報提供の根拠) なし | (情報照会の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二16の2、17、18、19、115の2項 (情報提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二 16の2、16の3、115の2項 | 事前 | 新型コロナウイルス予防接種に係る事務等の情報連携実施に伴う内容の修正 |
| 令和3年3月9日 | IIしきい値判断項目 1.対象人数いつ時点の計数か | 平成31年2月8日時点 | 令和3年2月25日時点 | 事前 | しきい値基準日の変更 |
| 令和3年3月9日 | IIしきい値判断項目 2.取扱者数いつの時点の計数か | 平成31年2月8日時点 | 令和3年2月25日時点 | 事前 | しきい値基準日の変更 |
| 令和3年3月9日 | IV-5.特定個人情報の提供・移転 | [○]提供・移転しない | []提供・移転しない 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か：十分である | 事前 | 新型コロナウイルス予防接種に係る事務等の情報連携実施に伴う内容の修正 |
| 令和3年3月9日 | IV-6.情報提供ネットワークシステムとの接続 | [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供) | []接続しない(入手) []接続しない(提供) 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か：十分である 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か：十分である | 事前 | 新型コロナウイルス予防接種に係る事務等の情報連携実施に伴う内容の修正 |
| 令和3年9月1日 | I-1.②事務の概要 | 予防接種事業を適正かつ効率的に実施するため、予防接種法(昭和23年法律第68号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。 ①予防接種の実施対象者の把握 ②予防接種の実施に関する事務 ③予防接種台帳の作成 ④予防接種による健康被害救済に関する事務 ⑤予防接種の実施状況の集計 ⑥新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種に関する事務 | 予防接種事業を適正かつ効率的に実施するため、予防接種法(昭和23年法律第68号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。 ①予防接種の実施対象者の把握 ②予防接種の実施に関する事務 ③予防接種台帳の作成 ④予防接種による健康被害救済に関する事務 ⑤予防接種の実施状況の集計 ⑥新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種に関する事務 ⑦新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録 ・予防接種実施後の接種記録等の登録、管理、他市区町村への接種記録の照会・提供 ・予防接種実施後の接種者からの申請に基づく新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付 | 事後 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|---------------------------|---|---|------|----------------|
| 令和3年9月1日 | I-1.③システムの名称 | 1. 健康からてV7 2. 中間サーバー | 1. 健康からてV7 2. 中間サーバー 3. ワクチン接種記録システム (VRS) | 事後 | |
| 令和3年9月1日 | I-3 個人番号の利用 | 番号法第9条第1項 別表第一 第10項、第93の2項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条 | 番号法第9条第1項 別表第一 第10項、第93の2項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条 番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第5号(委託先への提供) | 事後 | |
| 令和3年9月1日 | I-4.②法令上の根拠 | (情報照会の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二16の2、17、18、19、115の2項 (情報提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二 16の2、16の3、115の2項 | (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号 別表第二16の2、17、18、19、115の2項 番号法第19条第15号 (情報提供の根拠) 番号法第19条第8号 別表第二 16の2、16の3、115の2項 番号法第19条第5号 | 事後 | 法令の条項号ズレ等による修正 |
| 令和3年9月1日 | IIしきい値判断項目 1.対象人数 | 1,000人以上1万人未満 | 1万人以上10万人未満 | 事後 | |
| 令和3年9月1日 | IIしきい値判断項目 1.対象人数いつ時点の計数か | 令和3年2月25日時点 | 令和3年7月30日時点 | 事後 | |
| 令和3年9月1日 | IIしきい値判断項目 2.取扱者数いつ時点の計数か | 令和3年2月25日時点 | 令和3年7月30日時点 | 事後 | |
| 令和3年12月20日 | I-3 個人番号の利用 | 番号法第9条第1項 別表第一 第10項、第93の2項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条 番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第5号(委託先への提供) | 番号法第9条第1項 別表第一 第10項、第93の2項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第6号(委託先への提供) | 事前 | |
| 令和3年12月20日 | I-4.②法令上の根拠 | (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号 別表第二16の2、17、18、19、115の2項 番号法第19条第15号 (情報提供の根拠) 番号法第19条第8号 別表第二 16の2、16の3、115の2項 番号法第19条第5号 | (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号 別表第二16の2、17、18、19、115の2項 番号法第19条第16号 (情報提供の根拠) 番号法第19条第8号 別表第二 16の2、16の3、115の2項 番号法第19条第6号 | 事前 | |